

一般競争入札の対象となる金額の変更について（お知らせ）

少額随意契約（地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 1 号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲内において管理規程で定める額を超えないときに締結可能と規定されている随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、国においてこれを引き上げる改正が行われたことから、本市上下水道局においても、関連規程の改正等により、随意契約を可能とする上限額等を上げます。

これに伴い、工事及び工事関連業務について一般競争入札の対象案件を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

下記のとおり一般競争入札の対象案件を変更します。

＜工事＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格 1 件 250 万円を超える案件	予定価格 1 件 400 万円を超える案件

＜工事関連業務＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格 1 件 100 万円を超える案件	予定価格 1 件 200 万円を超える案件

2 適用開始時期

令和 7 年 10 月 1 日以後に公告する一般競争入札について適用します。

※なお、工事等発注見通しについても、令和 7 年 10 月 1 日公表分から新基準を適用します。